

第24号議案

品川区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例

1. 改正理由

性的マイノリティ当事者のパートナーシップ関係に係る生活上の不便軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりに繋げることを目的に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が改正され、「東京都パートナーシップ宣誓制度」が開始された。

この制度を活用し、パートナーシップ関係の相手方と同居している者や同居しようとする者を従前居住者用住宅の資格要件および使用権の承継要件に追加するため、品川区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する。

2. 改正内容

改正内容	現行	改正案
(第4条) パートナーシップ関係にある者の <u>申込</u> 要件の整備	現に同居し、または同居しようとする配偶者 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および婚姻の予約者を含む。)	左記にパートナーシップ関係の相手方を追加
(第19条) パートナーシップ関係にある者の <u>承継</u> 要件の整備	当該従前居住者用住宅の使用権を承継しようとする者が、使用者の配偶者(同上)または一親等内の血族もしくは姻族であって、当該従前居住者用住宅に使用当初から引き続き居住しているもの	左記にパートナーシップ関係の相手方を追加

3. 新旧対照表

別紙のとおり。

4. 施行日

令和5年4月1日から施行する。

品川区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(申込者の資格)</p> <p>第4条 従前居住者用住宅を使用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 整備事業の施行等に伴い建替えまたは除却となる住宅に居住するため、住宅に困窮すると認められる者のうち、次の要件を備えるもの</p> <p>ア 整備事業の施行等に係る区域内に引き続き1年以上住所を有すること。</p> <p>イ 世帯が独立して日常生活を営むことができること。</p> <p>ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>エ 現に同居し、または同居しようとする配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および婚姻の予約者を含む。以下この条において同じ。）その他の親族<u>または東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u>がいる場合には、<u>当該者</u>がウに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(2) 整備事業の施行等に伴い建替えのために仮住居が必要となる建築主のうち、次の要件を備えるもの</p> <p>ア 世帯が独立して日常生活を営むことができること。</p> <p>イ 暴力団員でないこと。</p> <p>ウ 現に同居し、または同居しようとする配偶者その他の親族<u>またはパートナーシップ関係の相手方</u>がいる場合には、<u>当該者</u>がイに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(使用権の承継)</p> <p>第19条 区長は、使用者（第4条第1号に規定する者に限る。以下この条に</p>	<p>(申込者の資格)</p> <p>第4条 従前居住者用住宅を使用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 整備事業の施行等に伴い建替えまたは除却となる住宅に居住するため、住宅に困窮すると認められる者のうち、次の要件を備えるもの</p> <p>ア 整備事業の施行等に係る区域内に引き続き1年以上住所を有すること。</p> <p>イ 世帯が独立して日常生活を営むことができること。</p> <p>ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>エ 現に同居し、または同居しようとする配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および婚姻の予約者を含む。以下この条において同じ。）その他の親族がいる場合には、<u>当該親族</u>がウに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(2) 整備事業の施行等に伴い建替えのために仮住居が必要となる建築主のうち、次の要件を備えるもの</p> <p>ア 世帯が独立して日常生活を営むことができること。</p> <p>イ 暴力団員でないこと。</p> <p>ウ 現に同居し、または同居しようとする配偶者その他の親族がいる場合には、<u>当該親族</u>がイに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(使用権の承継)</p> <p>第19条 区長は、使用者（第4条第1号に規定する者に限る。以下この条に</p>
<p>第19条 区長は、使用者（第4条第1号に規定する者に限る。以下この条に</p>	<p>第19条 区長は、使用者（第4条第1号に規定する者に限る。以下この条に</p>

改正後	改正前
<p>において同じ。)が死亡した場合において、その死亡時に当該使用者と同居していた者が引き続き当該従前居住者用住宅に居住することを希望するときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該従前居住者用住宅の使用権の承継を許可することができる。</p> <p>(1) 当該従前居住者用住宅の使用権を承継しようとする者が、使用者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、一親等内の血族もしくは姻族<u>またはパートナーシップ関係の相手方</u>であって、当該従前居住者用住宅に使用開始当初から引き続き居住しているものであるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、区長が特別の事情があると認めたとき。</p> <p>2 区長は、前項の規定による許可を受けようとする者(同居する者を含む。)が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>において同じ。)が死亡した場合において、その死亡時に当該使用者と同居していた者が引き続き当該従前居住者用住宅に居住することを希望するときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該従前居住者用住宅の使用権の承継を許可することができる。</p> <p>(1) 当該従前居住者用住宅の使用権を承継しようとする者が、使用者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)<u>または</u>一親等内の血族もしくは姻族であって、当該従前居住者用住宅に使用開始当初から引き続き居住しているものであるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、区長が特別の事情があると認めたとき。</p> <p>2 区長は、前項の規定による許可を受けようとする者(同居する者を含む。)が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。</p>